

議 第 58 号

平成31年2月18日提出

熊本市エンゼル基金条例の一部改正について

熊本市エンゼル基金条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市エンゼル基金条例の一部を改正する条例

熊本市エンゼル基金条例（平成6年条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市子どもの未来応援基金条例

第1条中「子供たちが」を「子どもたちが、夢や希望を持って」に、「ため、熊本市エンゼル基金」を「とともに、その生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するため、熊本市子どもの未来応援基金」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項中「熊本市エンゼル基金運営委員会」を「熊本市子どもの未来応援基金運営委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提出理由）

エンゼル基金の設置目的を拡充し、名称を変更するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。